

随意契約（相手方指定）調書

件名	あらBOSAI2025トイレカー等資機材設営及び撤去委託	No.5200805
工（納）期	令和7年3月2日	
契約締結日	令和7年2月14日	
契約金額	577,423円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社アクティオ 足立営業所 (法人番号：6010001034494)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	あらBOSA12025トイレカー等資機材設営及び撤去委託
指名業者 (案)	名称 株式会社アクティオ 足立営業所 所在地 埼玉県草加市瀬崎二丁目50番30号 代表者 所長 山口 広史
特命理由	<p>本件は、あらBOSA12025において、災害時トイレや生活空間の質の向上のための資機材等の出展及び設置・撤去を委託するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 本件は、上記業者と令和6年3月6日付で「災害時における資機材等の優先供給に関する協定書」を締結しており、上記業者から供給を受けることができる資機材は、区の災対活動及び復興作業における様々な場面での活用が見込まれることに加え、本件を通じて協定事業者による避難生活の質の向上に向けた救済物資の供給体制強化を図ることを目的としている。 また、区の災害協定事業者のうち、トイレカーや、トイレトレーラー、仮設トイレ等のトイレ関係資機材を保有している唯一の事業者である。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)